災害用IP無線機及びモバイルルーターの購入仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、山形県企業局が発注する「災害用IP無線機及びモバイルルーターの購入」に関する事項に適用する。

2. 一般事項

本仕様書に定めていない事項及び疑問が生じた場合は山形県企業局と協議の上決定すること。

3. 数量等

- (1)災害用IP無線機(付属品含む):24台
- (2) モバイルルーター (付属品含む):11台

4. 各種仕様

〇機器

(1) 災害用IP無線機

項目	要求仕様
データ通信方式	4G LTEネットワーク及びWi-Fi環境を経由した通信ができること。
位置情報	外部機器を接続することなく位置情報を取得できること。
サイズ	高さ・幅・厚さがそれぞれ 155 mm・80 mm・20 mm以下であること。
	(参考値。製品認定の際に確認。)
重量	230g 以下であること。(参考値。製品認定の際に確認。)
防塵防水性能	IP68以上
	本体搭載バッテリーにて 20 時間以上
使用可能時間	※使用可能時間は次の比率で算出すること
	受信1:送信1:待受8
通信方式	単信通信が行えること。
アプリのインストー	不要なアプリのインストールを制限できること。
ル	
アンテナ	アンテナは内蔵とすること。
PTT ボタン	物理的な PTT ボタンを有すること。
カメラ機能	無線機本体にカメラを搭載し、撮影した静止画及び動画の動
	態管理システムで伝送できること。
通話品質	通話内容が、明瞭に聞き取れること。
履歴表示	発着信履歴が確認できること。
通話対象の選択	任意の IP 無線端末や任意のグループへの各種通信開始時に、通
	信対象を一覧及び番号直接入力から選択できること。
画面保護	通常の操作において、容易に傷つかないよう、付属品の液晶保護
	フィルムを貼り付けた状態で納品すること。
付属品	AC アダプタ、USB ケーブル、シリコンカバー、ストラップ

(2) モバイルルーター

項目	要求仕様
サイズ	高さ·幅·厚さがそれぞれ 100 mm·150 mm·30 mm以下であること。
	(参考値。製品認定の際に確認。)
重量	200g 以下であること。(参考値。製品認定の際に確認。)
最大同時接続台数	スマートフォンが5台以上であること。
使用可能時間	本体搭載バッテリーにて 10 時間以上使用可能であること。
画面サイズ	2インチ以上であること。
充電ポート	充電時の入力ポートは一般的な USB ポートであること。
	(Type A, Type C, mini B, micro B 等)
通信規格等	規格は IEEE802.11 b/g/n に対応し、周波数帯域が
	2.4[GHz],5[GHz]にて使用可能であること。
付属品	AC アダプタ、USB ケーブル

○システム・動作要件等

(1)災害用IP無線機

項目	要求仕様
端末管理システム	・発注者(管理者)が音声通話グループおよび動態管理シ
	ステムのグループの設定変更を行えること。
画像、動画、位置情報の共有	・写真や動画を共有でき、マップ上に撮影地等の情報が表
システム	示される機能を有すること。
	ソフトウェアのインストール不要で、ウェブブラウザに
	て動作し、パソコン等からも操作できること。
	・編集が可能な管理者機能を有すること。
	・位置情報共有を行うサイトでは、ログインID・パスワー
	ド等により、セキュリティを確保すること。
	・IP無線機からの入力情報は、重要度を複数段階設けられ
	ること。
連絡帳システム	・IP無線機同士の連絡先が一括管理できること。(アドレ
	ス帳のようなシステムに登録してあること。)
通話機能	・各IP無線機には050番号を付与し、IP無線機及び外線通
	話機能を有すること。

(2) モバイルルーター

項目	要求仕様
マルチキャリア	・複数社のキャリアに対応しており、通信する場所で一番
	通信速度が速いキャリアに自動的に切り替わる機能を
	有すること。

5. 納入場所及び納入期限

〇納入場所

山形県企業局 電気事業課

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁14階

〇納入期限

令和8年3月31日(火)

6. その他

- (1)納入する災害用IP無線機の電話番号一覧表を提出すること。
- (2) SIMカードにより通信を行うものとする。
- (3) モバイルルーターは基本料金がかからないものとする。ただし、その他月額利用料は本契約金額に含めず納品後に別途契約する。
- (4)納入品は新品であること。
- (5)納入の際は、下記の書類を提出すること。
 - ①物件納入通知書 2部
 - ②写真(L版相当) 2部
- (6) 本調達の受注等にあたって知りえた情報は、外部に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載が無い事項については、協議により決定する。